

## 開成町公共施設太陽光発電設備設置事業 要求水準書

### 1－1 事業目的

開成町（以下「町」という。）は、令和2年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和32（2050）年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指して取組を進めている。また、令和6年3月に改定した第2次開成町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、基本方針のひとつとして再生可能エネルギー導入の促進を掲げている。

本事業は、本町の公共施設への再生可能エネルギーの導入を図り、公共施設の脱炭素化を推進することを目的とし、効率的かつ効果的な太陽光発電設備の設計及び設置並びに 運転及び維持管理等を PPA（Power Purchase Agreement）方式により行うもの。

### 1－2 事業内容

#### （1）事業概要

##### （国庫補助金の活用）

ア 本事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）[「https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2」](https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2)（以下「交付金」という。）を活用するため、工事費等を対象として事業者に交付金が間接交付されるものである。なお、交付金の間接交付額の上限額は、37,000,000円とする。

##### （事業実施に係る事前承認）

イ 事業者は、事業者の導入計画に係る構造上の安全性について詳細な確認を行い、施設管理者に事業の安全性を証する資料等を用いて、これを説明し、承認を受けなければならない。なお、設備等を設置した後の建築物については、建築基準関係規定に適合しなければならない。

##### （行政財産使用許可の申請）

ウ 事業者は、前述1－2（1）イの承認を得た後、太陽光発電設備の導入が可能な施設における行政財産使用許可（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項）を受け、自らの責任・負担により太陽光発電設備を導入する。

##### （事業者的一体的責任による事業の実施）

エ 事業者は、太陽光発電設備の導入に係る許認可・届出等の手続き、施工、運転管理及び維持管理を自らの責任・負担により一体的に行うものとする。なお、運転期間中の電気主任技術者に係る費用は、原則、町で負担する。

(電力供給)

オ 事業者は、別に締結する PPA 契約に基づき、太陽光発電設備で発電した電力を当該施設に供給するものとする。

(撤去・修復の義務)

カ 運転期間終了後や太陽光発電設備を導入した施設が廃止される場合等、太陽光発電設備が使用できなくなった場合、事業者は別に締結する PPA 契約に基づき太陽光発電設備を撤去処分する。

(太陽光発電設備の譲渡)

キ 太陽光発電設備の撤去の際に、事前に町から譲渡の希望があった際は、事業者は町と協議の上で、太陽光発電設備を町へ譲渡することを可能とする。

(撤去処分費用積立金)

ク 事業者は、電気供給期間の終了後における発電設備等の撤去処分を担保するため、モジュールの出力 1 kWあたり 1 万円以上の撤去処分費を確保するものとし、当該費用の確保方法は、事業者が毎月定額を指定口座に積み立てる方法または契約締結時に一括して用意する方法等、事業者任意の方法によるものとする。

なお、前述 1-2(1)キにより、PPA 設備を町へ譲渡する場合、当該積立金は町に納入しなければならない。

## (2) 業務期間等

ア 契約開始から撤去完了までを「業務期間」とする。

イ 交付金の活用を前提としていることから、業務期間には、運転開始日から起算した 20 年間を含むこととする。また、当該補助事業の規定に即した導入時期及び運転開始日とすること。

ウ 太陽光発電設備の導入時期は、令和 8 年度とし、整備期間は令和 9 年 1 月 15 日までとする。ただし、電力供給開始時期については、町と協議の上、詳細を決定する。

エ 事業者は、町が承認した業務期間まで、継続して行政財産使用許可を受けることを基本とする。一申請における行政財産使用許可の期間については、施設管理者の指示に従うこと。

オ 事業者は整備期間も含めて行政財産使用許可を受けなければならない。

### (3) 契約単価等

- ア 町は、太陽光発電設備から供給された電力使用量に対し、別に締結するPPA契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
- エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- カ 契約単価は、太陽光発電設備の設置、運用、維持管理、撤去処分に係る経費及び租税公課その他本業務の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めること。(その他の費用については、別に定めがあるものを除き、町は原則負担しない。)
- キ 契約単価は、契約期間中において一定額とする。

## 1－3 太陽光発電設備工事前の調査・検討・手続

### (1) 事前調査等

事業者は、調査報告書で示した内容を補完するため、資料収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な事前調査を行うこと。机上調査及び現地調査は、太陽光発電設備の導入に係る課題を町と共有した上で行うこと。なお、町の承諾なく、施設内に立ち入ってはならないことに注意すること。

### (2) 設備容量等の検討

#### (太陽光発電設備の容量)

- ア 太陽光発電設備の容量は、独自調査等の結果から適宜精査し、各対象施設において30%以上を自家消費したうえで、各施設が消費する電力量を含めて50%以上を町内消費可能な範囲内とすること。なお、太陽光発電設備により発電する電力の量は、「公募実施要領」に掲載する各施設における電気使用量の実績等を踏まえた上で、各施設の平時における電力使用量を考慮した量とすること。

#### (非常用コンセント盤等)

イ 非常に太陽光発電設備により発電した電力が可能な限り確実に使用できるよう配慮した設計とし、非常用コンセント盤等の必要な設備を設けること。(導入するパワーコンディショナーは、全て自立運転機能を有するものとすること。) なお、設置場所については、各施設における開成町洪水ハザードマップ等の状況を踏まえ、町と協議の上で決定すること。

ウ 災害時等における系統遮断時は、町は太陽光発電設備により発電した電力を事業者が定める手順書に従い無償で活用できること。

(余剰電力の取扱い)

エ 本事業において、余剰電力が生じる場合は、原則として売電を行うものとし、余剰電力の帰属はPPA事業者のものとする。

(発電量等の把握等)

オ 既設及び新設の太陽光発電設備による発電量、売電量及び自家消費量を把握できること。

### (3) 建築基準法の適合性の検討

(書面による報告及び保有資格証(写)の添付)

ア 本事業の太陽光発電設備は建築基準法第2条3号に規定する建築設備に該当するものを想定しているため、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることを書面にて報告すること。なお、当該報告書は一級建築士の資格を有する者が証明するものとし、併せて保有資格を証する資料を添付すること。

(設置可能場所等)

イ モジュールの設置可能な場所は、いずれの施設においても屋上又は屋根とする。

ウ 設置にあたっては、外壁から1m以上の離隔を確保すること。また、転落防止フェンスが設置されている場合は、フェンスから1m以上の離隔を確保すること。

エ 太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準(平成26年7月東京消防庁)に準拠の上、設置可能場所を検討すること。

オ 文命中学校の北側屋上について、太陽光設置箇所への侵入防止のため入口侵入防止柵を設置すること。柵の高さは1.8mとする。

侵入防止柵の設置位置については、別添平面図を参照すること。

#### （4）当該施設や周辺環境への影響に関する検討

- ア 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について、十分に配慮した敷設計画を検討すること。
- イ 当該施設の用途や状況等を確認し、工事期間や時間、部材搬入や車両の通行等、施設利用者及び近隣住民等の安全と利便性に関連する事項を整理し、これらを確保すること。
- ウ 工事の際、既存建築物等及び周辺施設等に支障が出ないよう、十分な養生を行うこと。

#### （5）法令適合及び各種関係手続

##### （法令適合及び手続等）

- ア 事業者は、前述1－3（1）の事前調査等（2）設備容量等の検討（3）建築基準法の適合性の検討及び（4）周辺環境への影響に関する検討を十分に行った上で、必要な法令上の手続きを行うこと。

##### （各種関係手続きの報告）

- イ 事業者は前述1－3（5）アの手続き後、各種関係法令の規定に適合していることが確認できる書類とともに、各種関係手続きの結果を町に提出すること。

##### （行政財産使用許可使用料）

- ウ 太陽光発電設備の導入が可能と判断した施設について、事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を申請する。なお、使用許可に基づく使用料は免除とする。

- エ 事業者は使用許可等の期間満了の1ヶ月前までに、継続許可申請を行うこと。また、契約満了までの期間は、原則、継続の申請を行うこと。

##### （使用許可の取消し）

- オ 町は、次の各号のいずれかに該当したときは、対象施設の使用許可等を取り消すことができる。この場合、事業者は、対象施設から設備を速やかに撤去し、撤去により対象施設（屋根及び防水層等）を破損した場合は、事業者の負担で修復すること。なお、②、③による場合、事業者は、残りの業務期間を限度にPPA事業の実施が可能な代替施設について、町と協議することができる。

①事業者が使用許可等の条件（附款）に定める事項を履行しない場合

- ②公共用又は公益事業の用に供するため、本業務に供されている場所を必要とする場合
- ③本公共施設の改築・廃止等により、本業務に供されている場所を使用させることができなくなった場合

#### 1－4 太陽光発電設備の設置

事業者は、太陽光発電設備工事前の調査・手続きを行った後に、対象施設への設置を行う。設備の要求水準は以下のとおりとする。なお、導入設備については建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき、評価・施工を実施すること。また、設備の設置にあたっては、耐震クラス「S」で設置すること。

##### （1）太陽光発電設備

- ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- イ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うこと。
- ウ 太陽光発電設備及び設置の方法は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。
- エ 太陽光発電設備設置後に行う施設改修工事等の実施を視野に入れ、一時的な撤去が可能な方法により設置すること。
- オ 既設の太陽光発電設備にかかるパワーコンディショナーは、すべて交換し、その費用はPPA料金に含めること。ただし、交付金の補助対象外経費として処理すること。
- カ 上記ア～オについて、特別な事情が生じた場合には、別途協議により決定する。

##### （2）モニター等

施設関係者及び利用者が表示画面により、運転状況を目視で確認できるモニター設備を設置すること。設備の仕様については、事業者の提案事項とし、町と事業者が協議の上、決定する。

### (3) 認定キュービクル

開成南小学校に設置されている認定キュービクルについては、改造により、対応すること。改造にあたっては、電力会社、足柄消防署及びキュービクル製造会社と協議の上、提案すること。

### (4) その他の事項

#### (既存設備等への配慮)

ア 対象施設の屋上又は屋根のうち、無線通信機器、空調機器等が設置されている場所については、当該機器を避け、当該機器の点検時に支障にならないよう配慮して太陽光発電設備を設置すること。また、各種設備機器の増設計画がある場合は、その支障にならないよう配慮して太陽光発電設備を設置すること。

#### (漏水対策)

イ 太陽光発電設備は漏水等、施設への影響がないように設置するとともに、その設置方法、設置位置については、町と協議をし、承諾を得た上で決定すること。

#### (施設等破損時の負担)

ウ 太陽光発電設備の設置時に屋根及び防水層等の既存施設を破損した場合は、事業者負担で修復を行うこと。

#### (施設管理者等への業務説明)

エ 事業者は、事業者が作成した資料及びマニュアルにより、対象となる施設管理者等へ十分な説明（工事・運営に関する内容の説明、非常時における太陽光発電設備の操作説明）を行うこと。説明内容等については、あらかじめ町と協議すること。

#### (ラベル等による表示)

オ 設置する設備には、耐久性のあるラベル等を用いて、当該事業に関連する設備であることを把握できるようにすること。なお、以下の項目については、最低限表示すること。①本事業名・事業者名・代表者氏名・住所連絡先

電話番号 ②設置日 ③運転期間 ④保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号 ⑤緊急連絡先の名称・氏名・住所・連絡先 電話番号

## 1－5 工事の実施

- (1) 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。
- (2) 太陽光発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT 法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。
- (3) 工事実施については、対象施設の管理者等と協議の上、可能な限り対象施設の夏季休暇期間中に実施するよう努めること。
- (4) 太陽光発電設備の工事実施については、機器配置図等を参照し、詳細な提案及び立案をすること。なお、工事実施に係る諸条件は以下のとおりとする。

### (防水機能の保持)

ア 施設の防水機能に影響がないように施工するため、施工計画書及び施工図を作成し、町の承諾を得ること。太陽光発電設備等の設置は、屋根等の防水保証期間仕様に対応する設置方法とすることとし、屋上又は屋根への穴あけによる施工は不可とする。

### (周辺環境への対策)

イ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

### (詳細設計)

ウ 事業者は施設への太陽光発電設備導入に先立って、詳細設計を行い、以下の資料等を町に提出し、あらかじめ承認を受けること。当該設計は、場合により修正を求めることがある点に留意すること。なお、書類は、紙資料及び電子データで提出すること。

- ①設計関係資料（敷設計画図、設備図、配置図、系統図、結線図、その他必要な図面）
- ②工事関連資料（工程表、工事計画書、機器仕様書）

③維持管理計画書

④詳細設計内容が要求水準を満たしていることが確認できる資料

⑤その他町が必要と判断した資料

(施工に係る施設管理者との協議)

エ 事業者は、施工にあたり、町の所有施設の利用や安全に支障が起きないよう、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し実施する。施工にあたり、町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

(工事中の安全対策及び現場責任者)

オ 工事中の安全対策等（各施設の職員や利用者、工事作業員等の安全確保等を含む。）について、町との調整等を行う現場業務責任者を1名選任し、選任通知書を町に提出すること。ただし、現場業務責任者が当該施設の統括管理を全うできていないと判断される場合は、町は現場業務責任者の変更及び追加を指示できるものとする。また、事業者が正当な事由により現場業務責任者を変更する場合は、変更通知書を町に提出すること。

(業務期間中の安全対策)

カ 太陽光発電設備の設置計画は、業務期間中、町職員等が行う既設設備等の管理及び保守点検等のための屋上又は屋根への立ち入りや、施設の維持管理に支障を生じない計画とすること。

(電気設備への接続等)

キ 施設の電気設備への接続先及び接続方法については、更新時に支障がないよう配慮すること。また、事業者は太陽光発電設備に漏電、地絡、短絡等の電気事故が発生した場合に施設に影響が及ばないよう保護継電器等の装置を設けること。

(配線ルート)

ク 太陽光発電設備に係る配線ルートについては、施設の保安及び管理上、支障のないルートを選定の上、町との協議により決定すること。太陽光発電設備、配管・配線には、既存施設の電気工作物と識別ができるように要所に本務業務のものであることが分かるような表示を行うこと。

(工事における停電)

ケ 太陽光発電設備の設置に際し、施設に停電が発生しない方法があれば、優先検討すること。やむを得ず停電を伴う場合は、施設の運営に支障をきたさないよう、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール

等)を作成し、町と事前協議の上、既存施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

(試験運転)

コ 事業者は、運転期間前に動作確認等の試験運転を行うこと。

(系統連系に係る協議等)

サ 系統連系に係る一般送配電事業者その他関係者への協議については、事業者が行うこと。また、当該施設の受変電設備を改造する必要がある場合は、あらかじめ当該施設の電気主任技術者と協議すること。なお、改造に係る費用は事業者が負担すること。

(電気事故等の負担)

シ 当該施設の受変電設備に電気事故等が発生し、事業者が導入した太陽光発電設備に影響が及んだ場合、太陽光発電設備の復旧については、事業者の費用負担により行うこと。

(完成図面の提出)

ス 竣工時には、現場で町の確認を受けること。さらに、以下の資料を施設ごとに2部作成し、町に引き渡すとともに、PDF形式データを提出すること。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにAutoCAD形式データ及びJWCADデータを提出すること。

①完成図面(二ツ折り製本(A4版))

②機器仕様書

③機器取扱説明書

④機器保証書の写し、各種許認可及び届出に係る書類の写し

⑤施工記録(工事写真、工事監理記録、試験成績書及び各種許認可書の写しの電子データ)

⑥その他必要な書類

(太陽光発電設備設置箇所以外の現状復旧)

セ 竣工後、太陽光発電設備設置箇所以外の箇所の現状復旧を速やかに行うこと。

(許可期間満了後の撤去等)

ソ 事業者は、太陽光発電設備が許可期間終了時により、町が譲渡希望しなかつた場合は、導入した太陽光発電設備を自らの費用で速やかに撤去すること。また、業務実施中及び撤去の際に対象施設(屋根及び防水層等)を破損した場合は、事業者の負担で現状復旧すること。

(撤去時に発生した廃棄物処理等)

タ 撤去時に発生した廃棄物等の処理については、別途締結する PPA 契約を踏まえ、町と協議の上で負担や廃棄方法を決定すること。

1-6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

(1) 事業者は、太陽光発電設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。また、非常時においては適切な対応を行うこと。なお、諸条件については、以下のとおりとする。

(維持管理計画書の提出)

ア 事業者は、町に太陽光発電設備の維持管理計画書を提出し、町が承諾した維持管理計画書に基づいて、必要な維持管理を自らの負担で行うこと。なお、その維持管理が計画どおりでなく、又は不十分である場合、町は事業者に対して必要な太陽光発電設備のメンテナンスを命じることとし、事業者は自らの負担にてこれに応じること。

(保安計画書の提出)

イ 事業者は、町及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、適切な維持管理に努めるための保守点検計画書を提出すること。さらに、PPA 設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。

(太陽光発電設備設置に起因する雨漏り)

ウ 業務実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による太陽光発電設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復すること。

(太陽光発電設備の異常)

エ 太陽光発電設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。

(町が実施する改修工事等)

オ 太陽光発電設備を設置した施設について、町が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて太陽光発電設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。太陽光発電設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、町の費用負担とする。

(運転停止期間の取扱い)

カ 移設に伴う太陽光発電設備の運転停止期間に関しては、業務期間に含まれないものとする。

(発電電力の自家消費量及び温室効果ガス排出削減効果の検証等)

キ 事業者は、導入した太陽光発電設備の稼働による発電量、自家消費量が計測できるシステムを構築し、町が求めた場合には、随時、データの提供を行うこと。また、許可期間内における温室効果ガス排出量の削減効果に係る検証を行うこと。検証方法については、町に事前に提示し、検証結果を毎年町に報告することで、町の確認を受けること。

(災害発生時の点検等)

ク 事業者は、大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として太陽光発電設備全般の点検を行い、逐一かつ迅速に町への報告を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

(苦情対応)

ケ 事業者は、太陽光発電設備の設置工事もしくは運転に伴い地域住民より光害や騒音等の苦情を受けた際には「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）」等を参考に誠実に対応すること。

## 1－7 責任分担の基本事項

業務実施にあたり予測されるリスクと責任分担については、本要求水準書に個別に記載があるものについては記載のとおりとし、その他については公募実施要領別紙及び以下のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

(1) 事業者は本業務により、町及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に

加入し、町へ写しを提出すること。また、町及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。現時点で責任分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

(2) 事業者の都合により業務期間の途中で業務を中止した場合又は業務期間が終了した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、屋上又は屋根の原状回復を行うものとする。

(3) 事業者からの企画提案内容が達成できることによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

- (4) 事業者は本業務上知り得た内容、情報等を町の許可なく第三者に漏らしてはならない。

#### 1－8 その他

- (1) 町が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、町の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。
- (2) 本業務で得られた図面、資料及びデータ等の成果物の著作権及び利用権は、ホームページ等媒体への掲載を含め、町に帰属する。
- (3) 太陽光発電設備の設置が不可能となった場合、それまでに発生した費用は、全額事業者の負担とする。
- (4) 本事業は交付金を事業者が活用することを前提としていることから、交付金の条件に適応した内容とし、無理の無いスケジュールとすること。
- (5) 太陽光発電設備の導入に際しては、必要に応じて近隣住民への説明を行うこと。
- (6) 前述1－3 (5) オ②、③による使用許可取消しに際し、許可開始日から許可取消し日までの期間が、収益により対価を償却するに足りないと認められる期間である場合、事業者は、当該差額分の補償のみ請求することができる。（事業者の利益見込み分については一切請求できない。）また、その他の理由による利益補填は一切行わない。
- (7) 施工業者は登録電気工事業者とし、1級電気工事施工管理技士による施工管理とすること。また、資格を証する資料を町に提出すること。
- (8) 本業務の目的を達成するために必要な事項は、本要求水準書に定めのないことであっても、実施するものとする。その他、本要求水準書に定める事項に疑義が生じたとき又は定めのない事象が発生したときは、町と事業者で協議して決定するものとする。

#### 1－9 問合せ先

開成町財務課

住 所 〒258-8502

神奈川県足柄上郡開成町延沢 773

電 話 0465-84-0322（直通）

F A X 0465-82-5234

E メール [zaimuka@town.kaisei.kanagawa.jp](mailto:zaimuka@town.kaisei.kanagawa.jp)